

大学における技術流出防止マネジメントシステム構築 のためのマニュアル

第一分冊 部局分散型マネジメントモデル

作成：平成29年 3 月

名古屋大学 学術研究・産学官連携推進本部

はじめに

近年、産学官連携活動が推進される一方で、技術流出、利益相反などの大学の潜在的リスクが増大しており、適切な産学官連携の推進のためにリスクマネジメントの強化が求められています。そのような中、大学等が産学官連携リスクマネジメント体制を構築する際のモデルとなるような体制・システムを構築し、その取組みを全国的に普及させることを目的として、文部科学省による**産学官連携リスクマネジメントモデル事業**が平成 27 年度から実施されています。

名古屋大学はこの事業に技術流出防止マネジメントの実施機関として採択され、同じく技術流出防止マネジメント実施機関として採択されている三重大学とも協力しながら、学内の秘密情報管理体制、安全保障輸出管理体制の再構築に取り組んできました。学内体制の再構築にあたっては国内外の先進的な研究機関や産業界に対して幅広くアンケート調査やヒアリング調査を実施し、それらの調査結果から浮かび上がってきた課題を解決できるような体制・システムを構築してきました。

本書は、名古屋大学がこれまで構築してきた体制・システムを全国に普及するために作成したものです。大学における技術流出防止マネジメントシステムを検討するにあたり、どこから始め、何を議論し、どのように課題解決してきたかを、名古屋大学の例を参考にして頂き、自校に合致したマネジメントシステム構築に向けてのヒントを掴んで頂ければ幸いです。結果として、産学共同研究をはじめとした産学連携等が一層推進されることを期待します。

もし、本書の内容に対してご意見や改善すべき点などがございましたら、是非ともお寄せいただきたく存じます。そういった皆様のご意見により、名古屋大学自身もさらなる技術流出防止マネジメントシステムの向上を目指したいと存じます。

最後に、本書の執筆にあたっていろいろなご助言をいただきました皆様方に、ここに記して深く感謝の意を表します。

目 次

本書の構成	1
第一部 産学官連携における秘密情報管理	3
i) 初めての秘密情報管理	3
ii) 検討のフローチャートとスケジュール	3
第1章 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築	4
1-1. 保有する情報の把握, 評価, 秘密情報の決定	4
1-1-1. 大学が保有する情報の全体像の把握	4
1-1-2. 保有する情報の評価	4
1-1-3. 秘密情報の決定（名古屋大学の例）	5
1-2. 秘密情報の分類, 情報漏えい対策の選択	5
1-2-1. 秘密情報の分類の考え方	5
1-2-2. 秘密情報の具体的な分類（名古屋大学の例）	6
1-2-3. 秘密情報の等級指定の考え方	7
1-2-4. 秘密情報の具体的な等級指定方法（名古屋大学の例）	8
1-2-5. 等級に応じた情報漏えい対策の考え方	9
1-2-6. 等級に応じた情報漏えい対策の選択（名古屋大学の例）	10
1-3. 秘密情報管理における学生等の扱い	11
1-3-1. 学生を共同研究に参画させる場合の基本的な考え方	11
1-3-2. インフォームド・コンセントの要件（名古屋大学の場合）	11
1-3-3. 具体的なインフォームド・コンセントの例（名古屋大学の場合）	13
1-4. 秘密情報の管理に係る学内体制のあり方	13
1-4-1. 学内体制構築に当たっての基本的な考え方	13
1-4-2. 学内体制と本部・各部局の役割分担（名古屋大学の例）	14
1-4-3. 産学連携における秘密情報管理ポリシー要点（名古屋大学の例）	16
1-4-4. 産学連携における秘密情報管理ガイドライン要点（名古屋大学の例）	16
1-4-5. 産学連携における秘密情報管理運用マニュアルの要点（名古屋大学の例）	18
第2章 学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化	18
2-1. 学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化の考え方	18
2-2. 総長のリーダーシップの下でのマネジメント強化（名古屋大学の例）	19
2-2-1. 秘密情報管理に関して, 全学的な体制・システム構築	19
2-2-2. 経営層に, 秘密情報管理が経営課題であることを日常的に喚起	19

第3章 教員（研究者）等への普及啓発	19
3-1. 秘密情報管理の実践の考え方	19
3-2. 秘密情報管理の実践（名古屋大学の例）	20
3-2-1. 秘密情報管理の説明会	20
3-2-2. 秘密情報管理相談窓口の設置	20
3-2-3. 秘密情報管理のe-Learning	20
第4章 リスクマネジメント人材の確保・育成	20
4-1. リスクマネジメント人材の確保・育成の考え方	20
4-2. リスクマネジメント人材の確保・育成（名古屋大学の例）	21
第5章 事例把握	22
5-1. 事例把握へ向けて	22
5-2. 事例把握（名古屋大学の例）	22
第二部 安全保障輸出管理	25
i) 実効的・効率的なシステム構築へ向けて	25
ii) 検討のフローチャートとスケジュール	25
第1章 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築	26
1-1. 安全保障輸出管理対象の明確化	26
1-1-1. 大学が管理すべき管理対象	26
1-1-2. 管理対象（名古屋大学の例）	26
1-2. 審査・該非判定のプロセス確立	27
1-2-1. 審査・該非判定の考え方	27
1-2-2. 審査・該非判定プロセス（名古屋大学の例）	27
1-3. 安全保障輸出管理規程の策定	28
1-3-1. 輸出管理規程の基本的な考え方	28
1-3-2. 輸出管理規程（名古屋大学の例）	28
1-4. 安全保障輸出管理に係る学内体制のあり方	28
1-4-1. 学内体制構築に当たっての基本的な考え方	28
1-4-2. 学内体制（名古屋大学の例）	28
1-5. 実効的・効率的なシステム構築へ向けて	29
1-5-1. 機微技術の管理の必要性	29
1-5-2. 機微技術の把握と濃淡管理（名古屋大学の例）	29

1-5-3. 電子化対応（名古屋大学の例）	32
1-6. マネジメントシステムの構築	35
1-6-1. マネジメントシステムの考え方	35
1-6-2. マネジメント体制・システムの構築（名古屋大学の例）	35
第2章 学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化	37
2-1. 学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化の考え方	37
2-2. 総長のリーダーシップの下でのマネジメント強化（名古屋大学の例）	37
2-2-1. 安全保障輸出管理に関して，全学的な体制・システム構築	37
2-2-2. 経営層に，安全保障輸出管理が経営課題であることを日常的に喚起	37
第3章 教員（研究者）等への普及啓発	38
3-1. 普及啓発のポイント	38
3-2. 普及啓発（名古屋大学の例）	38
第4章 リスクマネジメント人材の確保・育成	42
4-1. 人材の育成と外部機関の利用	42
4-2. 人材の育成と外部機関の利用（名古屋大学の例）	42
第5章 事例把握	42
5-1. 情報共有化	42
5-2. 情報共有化（名古屋大学の例）	42
おわりに	43
参考資料	43

本書の構成

本書の章立ては、第 1 章では、秘密情報管理に関する第一部、安全保障輸出管理に関する第二部ともに、「実効的・効率的なマネジメントシステム体制の構築」と題して「**人が考える**」制度・体制・プロセスの確立について論じています。第 2 章では、「学長・理事長等のリーダーシップの下でマネジメントを強化」と題して、リーダーが**ビジョンを示しこれを実現させるための組織づくり**について論じています。第 3 章以降では、1 章や 2 章で構築した制度・組織等に関わる人の集団を活性化させる「**人と人との関わり**」普及啓発・教育の実施について論じています。

本書の各節の見出しは、平成 28 年 11 月にイノベーション促進産学官対話会議が策定した**産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン** [1]（以下「共同研究強化ガイドライン」という。）に対応しています。また経済産業省から出された「大学における秘密情報の保護ハンドブック」[2]の考え方も引用しております。

各節は、**議論された論点と課題**を明記し、これに対する**名古屋大学の検討例を提示**するというような内容になっています。

本書は、三重大が作成した**大学における技術流出防止マネジメント構築マニュアル - 本部集約型マネジメントモデル** - と併せて 2 分冊の構成となっています。名古屋大学のようないわゆる大規模大学では、その規模の大きさ故に一つの管理部署で大学全体をマネジメントすることが難しく、また、伝統的に各部局の独立性が強い大学もあります。一方、中小規模大学では、大学全体で共通ルールを制定し、一つの管理部署が大学全体を一元的にマネジメントするということが比較的容易です。したがって、大規模大学と中小規模大学とでは実効的・効率的なマネジメント体制も異なってくると考えられます。

そこで、大規模大学向けのマネジメントモデルを「部局分散型マネジメントモデル」、中小規模大学向けのマネジメントモデルを「本部集約型マネジメントモデル」と命名し、本書では部局分散型マネジメントモデルについて解説します。部局分散型と本部集約型がそれぞれ適していると考えられる大学を次頁の表に挙げましたが、大学の実態は千差万別ですので、両方をお読みいただいた上で節ごとに自大学の実情に合致した方を参考にし、良い所取りをしていただければと思います。

技術流出防止マネジメントモデル

マニュアル	マネジメントモデル	適している大学
第 1 分冊	部局分散型	主に大規模大学またはキャンパスが複数の箇所に分散している大学
第 2 分冊	本部集約型	主に中小規模大学または単科大学

[1]http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/__icsFiles/afieldfile/2016/12/26/1380114_02_1.pdf

[2]http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/himitsujoho/161012_himitsujoho.pdf

第一部 産学官連携における秘密情報管理

i) 初めての秘密情報管理

◆初めての秘密情報管理…どこから検討するのか?

まずはここから……はじめての「秘密情報管理」

- ① 大学が保持する**情報の把握**
- ② **管理状況・水準の現状把握**
- ③ 秘密情報の**指定・管理方法検討**
- ④ 共同研究参画の**学生対応**
- ⑤ ……

個人で管理していた秘密情報を、組織で管理する方向で
実効的で効率的なマネジメントシステム構築を目指す

ii) 検討のフローチャートとスケジュール

◆10 か月のプロセスを想定しています。

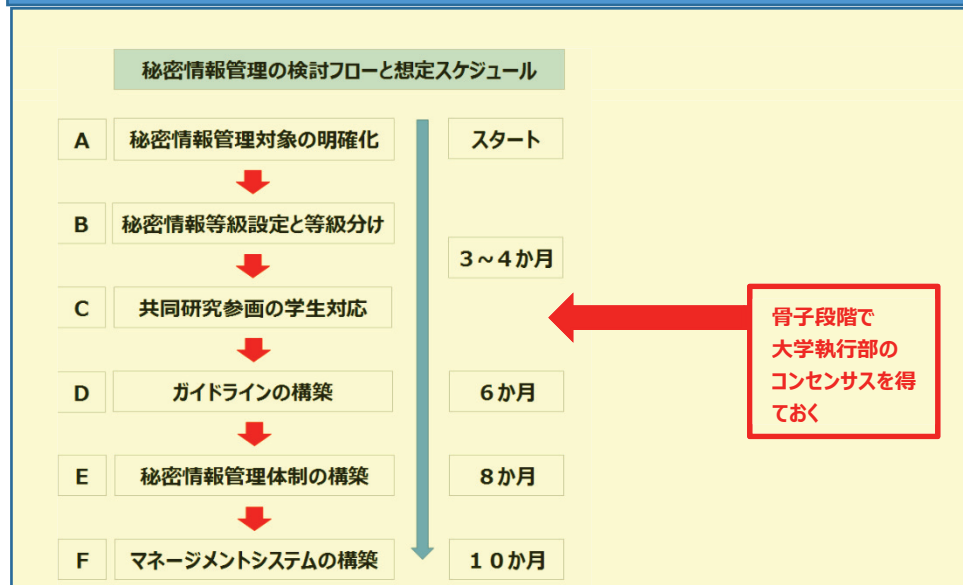


図1 秘密情報管理の検討プロセスとスケジュール

第1章 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築

1-1. 保有する情報の把握・評価，秘密情報の決定

1-1-1. 大学が保有する情報の全体像の把握

まず，学内において「どのような情報を保有しているのか」を全体的に把握することから開始します。情報には，学内の運営情報や研究開発等の技術に係る情報などがあります。

（情報の把握方法）例えば，以下のような方法が考えられます。

- ・法人文書管理簿などが整備されていれば，その内容を活用する。
- ・各部署や担当職員に対して直接ヒアリング等を実施することにより把握する。
- ・各研究室等の教員（研究者）等には，所定の基準に則してそれぞれが有する情報を報告頂く。

（留意点）

- ・保有する情報の全体像の把握といっても，学内に現在存在する書類や電子データ等の一つ一つを網羅的に確認するのではなく，情報の種類を明記し，一般化・抽象化した形で把握することがポイントです。

1-1-2. 保有する情報の評価

- ・大学が保有する情報のなかで，図2に示す棲み分けをおこなう。

ここが最も重要なポイントであり，マネジメント体制・システムにも影響する。

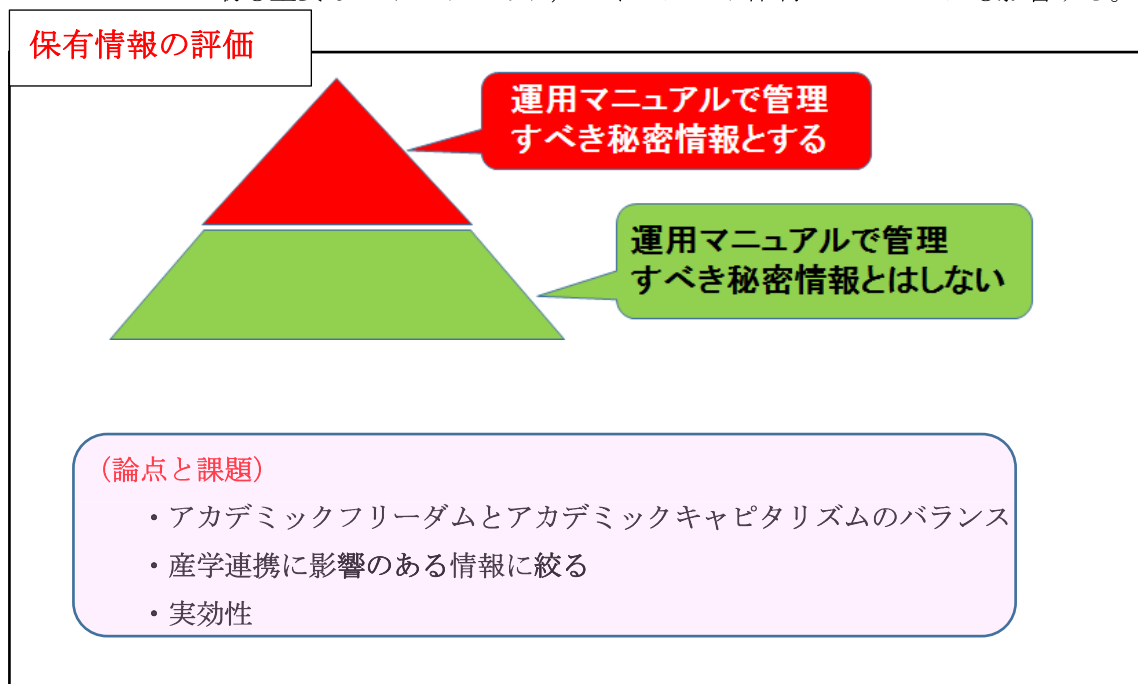


図2 運用マニュアルで管理すべき秘密情報

1-1-3. 秘密情報の決定（名古屋大学の例）

- ・学内の運営情報は対象外とし、産学連携に資する研究情報を対象とする。
- ・今回のマニュアルにおいて対象範囲は、次に定めるところとする。ただし、臨床研究等に係る個人情報を含む秘密情報は、本ポリシーの対象範囲から除く。大学・公的機関のみとの共同研究等は対象には含めない。

具体的には、

- ① 共同研究等（共同研究を前提とした秘密保持契約を含む）で相手先から取得した秘密情報
 - ② 共同研究等において締結した共同研究契約書（「秘密」として取り扱うこととしたものに限る。）
 - ③ 共同研究等で創出したもので、相手先から取得した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ
- ・今回のマニュアルにおける対象範囲に含まれる秘密情報
例）共同研究契約書、NDA、研究情報、実験データ、実験方法、ロードマップ、事業戦略など
 - ・今回のマニュアルにおける対象範囲に含まれない秘密情報
例）特許、MTA、大学独自のノウハウ等は既設の取り扱い規程を優先する。

1-2. 秘密情報の分類、情報漏えい対策の選択

1-2-1. 秘密情報の分類の考え方

すべての秘密情報に一律に厳格な管理を行うことは、円滑な研究活動等の実施に支障を及ぼし、また管理コストの無用な増大を招く結果となる。そこで、取り扱う秘密情報の性質やその評価の高低、その利用態様等の事情に応じ、秘密情報を同様の管理水準であると考えられるものごとに分類したうえで、その分類ごとに必要な対策をメリハリつけて選択することが重要となる（表1）。

表 1

秘密情報の分類

3分類型		4分類型	
レベル2	機密として保護すべきもの	レベル3	漏えい等の事象が業務等に深刻かつ重大な影響を及ぼすもの
		レベル2	漏えい等の事象が業務等に重大な影響を及ぼすもの
レベル1	機密としての保護は要しないが、その漏えい等の事象が自学の業務等に影響を及ぼすおそれがあるもの	レベル1	漏えい等の事象が業務等に軽微な影響を及ぼすもの
レベル0	保護不要	レベル0	保護不要

参照：産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン

イノベーション促進産学官対話会議事務局 平成 28 年 11 月

秘密情報の分類

(論点と課題)

- ・現在ある秘密情報の分類との整合性
- ・分類数をいくつにするのか?
- ・レベル基準の整合性 (学内外基準との整合性)
- ・実効性

1-2-2. 秘密情報の具体的な分類 (名古屋大学の例)

秘密情報を管理するために、次の各号の等級を設け、本学及び秘密情報の開示元機関 (以下「企業等」という。) との間で営業秘密として扱うことに合意した秘密情報については、レベル3、又レベル2に該当するものとして管理を行う。

レベル3

他に漏らすことにより本学若しくは企業等が極めて重大な損失若しくは不利益を受け、又はそのおそれがある秘密情報等であり、極めて厳格な管理を必要とするもの

【具体的には】

企業株価等企業の価値に著しく影響し、漏えいにより企業等が極めて重大な損失又は不利益を受けるとして企業等から指定を受け、極めて厳格な管理を必要とするもの

レベル2

レベル3ではないが、これを他に漏らすことで本学若しくは企業等が重大な損失、若しくは不利益を受け、又はそのおそれがある秘密情報等

【具体的には】

ア. 企業等から受領した秘密情報で当該企業等から特定の制限が課されたもの (「秘密」である旨の表示が示され、かつ、営業秘密に相当する秘密レベルを示す情報マーキング、アクセス者の具体的な限定、配布先記録等を課された秘密情報)

イ. 共同研究等で創出したもので、企業等から取得したアの秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウで相手先から制限等が課されたもの (「秘密」である旨の表示が示され、かつ、営業秘密等に相当する秘密レベルを示す情報マーキング、アクセス者の具体的な限定、配布先記録等を課されたノウハウ)

レベル1

レベル3及びレベル2ではないが、漏えい等の事象が本学若しくは企業等に影響を及ぼすものであり、企業等との間で善良なる管理者の注意をもって厳重に秘密保持義務を課された情報

【具体的には】

企業等から善良なる管理者の注意をもって厳重に秘密保持義務を課されたもので次の情報のいずれかに該当するもの（前2号に該当するものを除く。）

- ア．企業等から受領した秘密情報（「秘密」である旨の表示が示された秘密情報）
- イ．共同研究契約等の契約書（「秘密」として取り扱うこととしたもの）
- ウ．共同研究等で創出したもので、企業等から取得した前号アの秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ

1-2-3. 秘密情報の等級指定の考え方

秘密情報の等級指定にあたり、以下の3項目に関して検討を行う。

- 秘密情報として指定すべき情報か？
- 相手先から秘密等級指定、情報開示先、開示記録の指定がある？
- 秘密情報の相対的、絶対的な価値の評価？

参照）大学における秘密情報の保護ハンドブック 経済産業省 平成28年10月

秘密情報の等級指定

（論点と課題）

- ・ 誰が、いつ、どのように秘密情報の等級指定するのか？
- ・ 等級指定された秘密情報の届出、報告は誰にするのか？
- ・ 等級指定された秘密情報のアクセス権者の決定は誰がするのか？
- ・ 等級指定された秘密情報の管理は誰が、どのようにするのか？
- ・ 実効性

1-2-4. 秘密情報の具体的な等級指定方法（名古屋大学の例）

企業からの研究情報を入手する場合、図3のフローチャートに基づき、5つの判断により、秘密情報の等級付を行う。

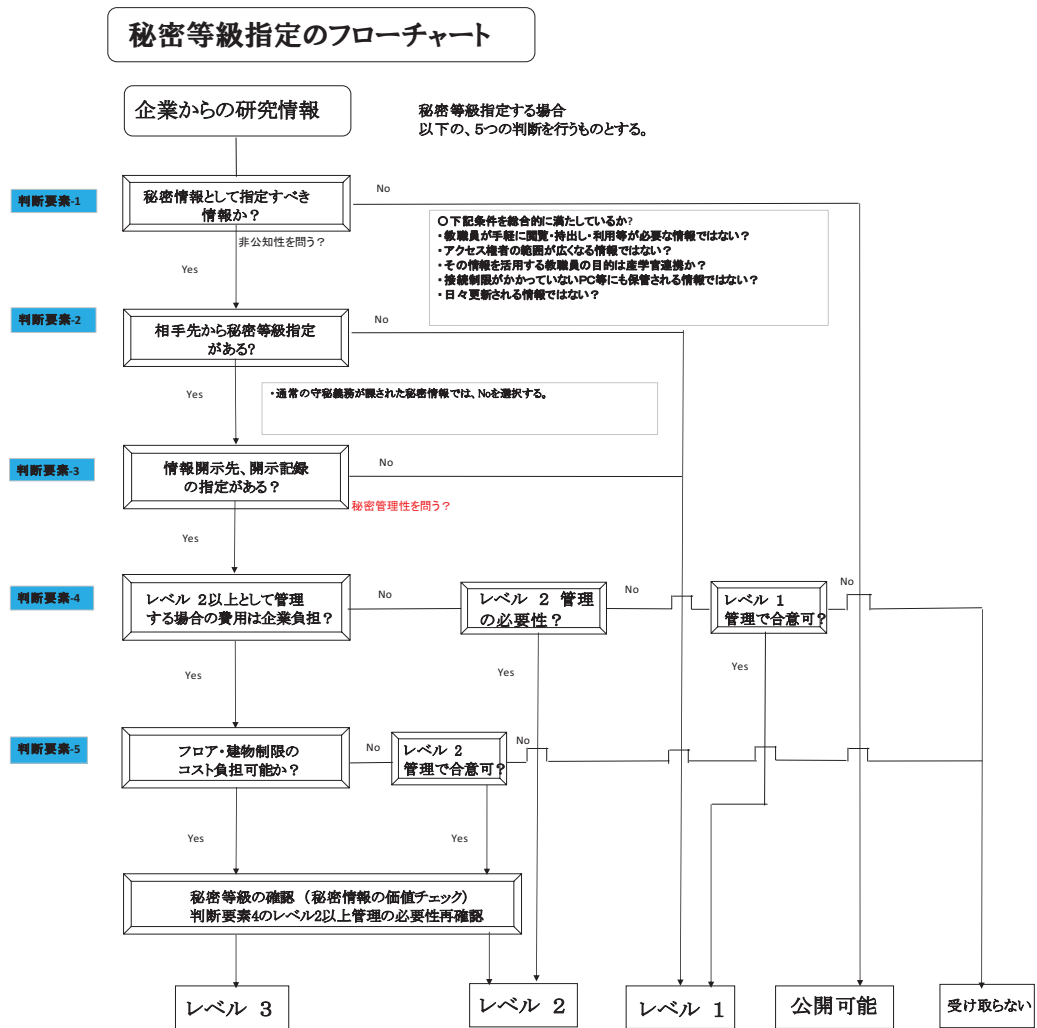


図3 秘密等級の指定フロー

名古屋大学では、秘密情報の等級を、所定の等級指定方法（図4）に基づき判断し、以下の表に示すように研究者・秘密情報管理責任者・秘密情報統括責任者により届出・アクセス権者、管理方法を指定する。**部局分散型の管理例となっています。**

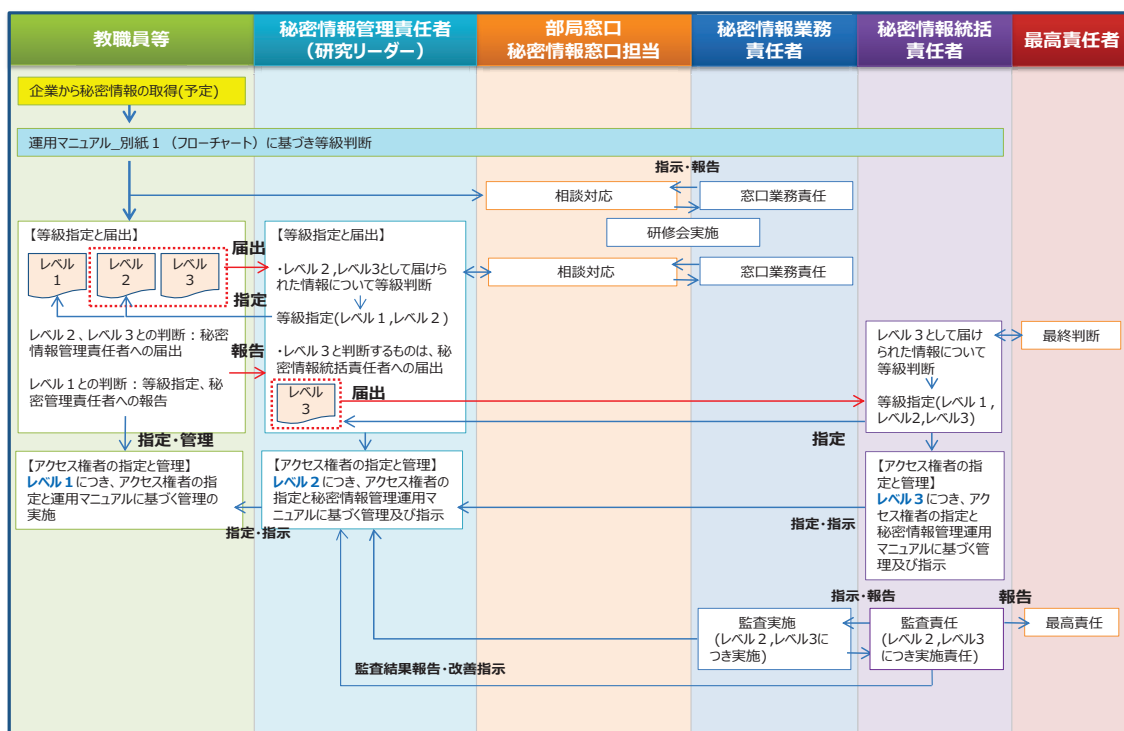


図4 秘密情報の等級の指定プロセス

1-2-5. 等級に応じた情報漏えい対策の考え方

情報漏えい対策は、それぞれの効果を意識し、コストや業務への制限の度合い等を考慮しつつ、効果的・効率的な対策を選択することが望まれる。大学・国立研究開発法人における対策例を以下表2に示す。

表2 秘密情報の漏えい対策

漏えい対策の目的	対策例
接近の制御	施錠管理・入退室制限等により、アクセス権限を有しない者を対象情報に近づけない
持ち出し困難化	資料等の回収、学内のノートPCの固定、記録媒体の複製制限、教職員の私物USBメモリ等の携帯メモリの持込み・利用制限、個人認証プリントシステム
視認性の確保	防犯カメラの設置、入退室記録、PCのログ確認等
秘密情報に対する認識向上	秘密情報に対する取扱方法等に関するルール策定と周知、秘密情報の記録された媒体へ秘密情報である旨の表示を行う
信頼関係の維持・向上	教職員等へ情報漏えいとその結果に関する事例を周知

参照：産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン

イノベーション促進産学官対話会議事務局 平成28年11月

秘密情報の管理方法

(議論と課題)

- ・管理項目として何を挙げるか？
- ・等級レベル管理でどの程度の濃淡をつけるか？
- ・秘密情報は利用することで価値創出するのでは？
- ・実効性

1-2-6. 等級に応じた情報漏えい対策の選択（名古屋大学の例）

名古屋大学では、秘密情報の等級を、レベル1、レベル2、レベル3の3段階として設定して、以下の表にその指定基準、誰が何を決めるのか、どのように管理していくかをまとめた。以下の秘密等級ごとの漏洩対策は一例であり、部局ごとにより厳密なルールを起案し秘密情報管理委員会で承認されれば、独立で定めることもできる。**部局分散型の管理例となっています。**

表3に秘密情報の漏洩対策の留意点を示す。詳細が必要な場合は、巻末の連絡先へお問い合わせください。

表3 秘密情報の漏えい対策

区分	レベル3	レベル2	レベル1
指定基準	●極めて重大な損失もしくは不利益を受ける秘密情報等 例) 企業の株価に影響する秘密情報、M&A、LBO 等	●重大な損失もしくは不利益を受ける秘密情報等 例) 共同研究等で企業からの研究等秘密情報で相手先から制限等が課されたもの 例) 共同研究等で創出したもので、企業から入手した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウで相手先から制限等が課されたもの	●企業等との間で通常の秘密保持義務を課された情報等 例) 共同研究等で企業等からの研究等秘密情報 例) 共同研究契約等の契約書 例) 共同研究等で創出したもので、企業等から入手した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ ●原則、学生がアクセスできる秘密情報のレベルはレベル1とする。
アクセス権者	●秘密情報統括責任者が指定教職員等及び共同研究員	●秘密情報管理責任者が指定教職員等及び共同研究員	●取得等した秘密情報を管理する教職員が指定教職員等、共同研究員及び学生
表示	学外から取得した秘密情報の等級表示とは別に、定められた等級を表示	学外から取得した秘密情報の等級表示とは別に、定められた等級を表示	学外から取得した秘密情報の等級表示とは別に、定められた等級を表示
出入制限	取得した秘密情報の重要性とアクセス頻度を考慮して決定	取得した秘密情報の重要性とアクセス頻度を考慮して決定	取得した秘密情報の重要性とアクセス頻度を考慮して決定
保管	紙媒体を保管、電子化情報を情報機器（PC）に保管、電子化情報を電子媒体（USB）等に保管する時の、保管形態の実効性を考慮して決定	紙媒体を保管、電子化情報を情報機器（PC）に保管、電子化情報を電子媒体（USB）等に保管する時の、保管形態の実効性を考慮して決定	紙媒体を保管、電子化情報を情報機器（PC）に保管、電子化情報を電子媒体（USB）等に保管する時の、保管形態の実効性を考慮して決定
複製	複製を行うことができる者の指定、場所、周囲環境等を考慮して決定	複製を行うことができる者の指定、場所、周囲環境等を考慮して決定	複製を行うことができる者の指定、場所、周囲環境等を考慮して決定
閲覧	閲覧をさせる者の指定、場所、周囲環境等を考慮して決定	閲覧をさせる者の指定、場所、周囲環境等を考慮して決定	閲覧をさせる者の指定、場所、周囲環境等を考慮して決定
配布	配布先、配布方法を考慮して決定	配布先、配布方法を考慮して決定	配布先、配布方法を考慮して決定

1-3. 秘密情報管理における学生等の扱い

1-3-1. 学生を共同研究に参画させる場合の基本的な考え方

大学の教職員と異なり、大学と雇用関係にない学生等には当該大学の教職員向けの学内規程を適用することはできない。したがって、学生等が学内の秘密情報に触れる場合に何らかの秘密情報管理を行わないと、当該秘密情報の漏えいが発生し、大学や共同研究先企業等にとって大きな損害が生じるおそれがある。そこで、学生等の基本的な立場を尊重し、アカデミックハラスメントにも配慮しつつ、適切な秘密情報管理を行うことが必要となる。その際、情報資産の活用と管理のバランスを考慮しつつ、大学、学生、共同研究先が得られるメリットを勘案しながら実施していくことが重要である。例えば、産学共同研究の場において、学生等を雇用し秘密保持義務を課すことは、コストがかかる一方で、人的リソースを確保することによる研究成果のコミットや、意図せぬ情報漏えいの可能性の軽減などといった観点から、大学、共同研究先企業双方にとってメリットがある。また、学生等にとっても、より本格的な産学共同研究活動に携わることが可能になるなどの教育・研究上の利点がある。研究活動へ学生等の参加を認めるに際して、学生等と取り決めるべき事項は、秘密保持の遵守、発明の取扱い等を含めて種々の事項があるので、それらを総合的に取り決めることが望ましい。特に、学生等が参加する研究活動のうち、学外機関との連携による共同研究や、外部機関からの受託研究を行うケースでは、学生等の共同研究等への参加に先立って、学生等に対して、秘密保持に関する誓約書の提出や秘密保持契約の締結を行うこと等が考えられる。このようなケースで、共同・受託研究終了後一定期間の守秘義務が課せられる場合、当該秘密保持期間中の教育や研究に関する活動を制約してしまう可能性があるため、研究に学生等が参加することで生じる学生等にとってのメリットと、学生等に課せられる義務とのバランスに応じて、研究への学生等の参加の是非について予め検討しておく必要がある。

大学における秘密情報の保護ハンドブック（全部改訂：平成28年10月） 経済産業省

秘密情報の管理方法

（議論と課題）

- ・学生を共同研究に参画させる場合、どこまで秘密保持義務を負わせるか？
- ・共同研究において、教育の自由と、学ぶ自由をどこまで考慮するのか？
- ・学生への、インフォームド・コンセントはどのように行うべきか？
- ・実効性

1-3-2. インフォームド・コンセントの要件（名古屋大学の場合）

□ 考え方

企業を含む共同研究に学生を参画させる場合、できるだけ学生が不利益を被らないように、企業等から学生に課される制限について調整・配慮のうえ、学生の了解を取ってから参画させる。

□インフォーム要件-1（テーマ選択時）

学生の研究テーマの選択種があることを説明する。

- ・共同研究のテーマを選択しない場合でも、選択種により不公平感が生まれないよう配慮することを説明する。

学生にとって共同研究のメリットを知らせる。

- ・研究成就の暁には、企業の研究者と協働して製品化・事業化の醍醐味を味わえ、研究開発のモチベーションがあがることを説明する。

学生にとって以下の共同研究のデメリットを知らせる。

- ・守秘義務を負う可能性があること。
- ・秘密保持契約に署名を求められることがあること。
- ・研究成果の学会発表，論文投稿で制限に係る場合もあること。

（共同研究契約時に企業と要調整）

- ・研究過程で生じた知的財産の帰属は大学と企業になる場合もあること。
- ・就職時に同業他社への就職が制限される場合があること。

（共同研究契約時に企業と要調整）

□インフォーム要件-2（共同研究テーマを選択し，同意書の署名に当たり）

秘密情報の守秘義務を説明する。

- ・秘密情報管理のポリシー，ガイドラインを説明する。
- ・秘密保持契約の内容を説明する。
- ・在籍時に限らず，他機関へ転出した場合でも，一定の期間守秘義務があることを説明する。
- ・守秘義務を怠ると，民事・刑事の処罰対象になりえることを説明する。

共同研究体制と遂行上のルールを説明する。

- ・対象となる共同研究を遂行する上での体制を説明し，学生個人の立場を理解してもらう。
- ・共同研究に係る業務は研究責任者の承認を得たうえで，その指示に従うことを説明する。

□インフォーム要件-3（RA 等に採用され，契約書を結ぶ場合）

RA 等の業務を説明する。

- ・RA 等に採用された場合，共同研究費から雇用費用の一部が支払われることを認識させる。
- ・RA 等に採用された場合，教職員同様に，守秘義務を負うことを認識させる。
- ・RA 等に採用された場合，契約書記載事項で拘束されることを認識させる。
- ・秘密情報の取り扱いについて，再度説明する。
- ・記載事項を遵守しない場合はペナルティーがあることを説明する。

□インフォーム要件-4

教育，啓発活動について説明する。

- ・共同研究遂行上のルール（秘密情報管理のガイドライン等）を周知徹底するための教育，啓発活動について説明し，参加義務があることを説明する。

1-3-3. 具体的なインフォームド・コンセントの例（名古屋大学の場合）

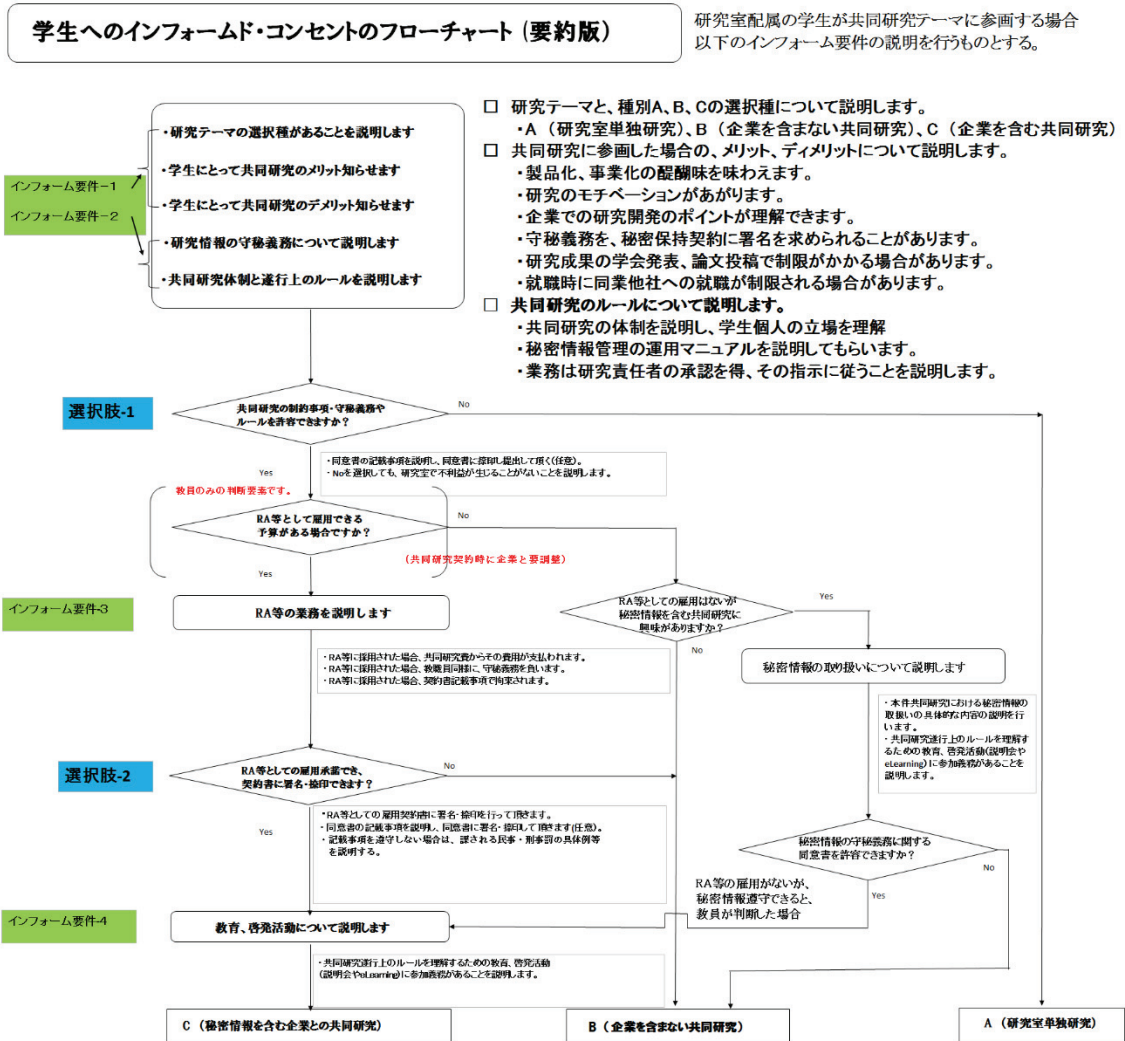


図5 インフォームド・コンセントのフロー図

1-4. 秘密情報の管理に係る学内体制のあり方

1-4-1. 学内体制構築に当たっての基本的な考え方

秘密情報の適切な管理を継続するため、定期的な管理状況のチェックと、適宜見直しを行うことができる学内体制を整えることが重要である。また、コンプライアンスの観点からも、経営層が、率先して、内外に向けて、秘密情報の管理に取り組む姿勢（ポリシー）を明確に示し、組織内の個々人すべてが、秘密情報の管理の当事者であるという意識を持って、継続的に対策を講ずることができる体制を整えることが重要となる。では、どのような組織体制が望ましいのかは、事業の規模や性質によって異なるが、例えば、総合大学の場合、一般に、大学では学部や附属機関ごとで事情が異なり、独立性の高い運用をしているケースが多い。そのため、部局間の調整を行うための横断的な組織（例えば「秘密情報管理委員会」という。）を設置し、全学的な権

限をもつ当該組織の責任者（例：副学長，担当理事等）の指示に従って，学内規程の整備や見直し，各部門の役割分担の決定，漏えいに対応するルールの設定といった情報管理を行うことが適切と考えられる。

参照：産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン

イノベーション促進産学官対話会議事務局 平成 28 年 11 月

秘密情報の管理方法

（議論と課題）

- ・ 主管部門をどこにするのか？
- ・ 本部集約型，部局分散型どちらの管理体制とするか？
- ・ 外部委員会を設置するのか？
- ・ 役割分担をどのようにするか？
- ・ 実効性

1-4-2. 学内体制と本部・各部局の役割分担（名古屋大学の例）

（1）最高責任者

秘密情報の管理における重要事項の最終的な決定を行うため，本学に秘密情報管理の最高責任者を置き，総長をもって充てる。

（2）秘密情報統括責任者

秘密情報の管理を統括するため，秘密情報統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き，国際的な産学連携又は国際的な学術交流分野を担当する理事又は副総長のうちから総長が任命する。

（3）秘密情報管理委員会

秘密情報管理の重要事項の審議を行うため，本学に，秘密情報管理委員会を置く。委員長は，リスク管理を担当する理事又は副総長のうちから総長が任命する。

（4）秘密情報業務責任者

秘密情報を管理するため，秘密情報業務責任者を置き，統括責任者が指名する。秘密情報業務責任者は，統括責任者の指示，連絡，要請等の周知徹底に関する業務及び秘密情報管理遂行上における教職員等からの相談への対応業務等を行う。

（5）秘密情報管理責任者

教職員等から届出のあった秘密情報を管理するため，秘密情報を扱う部局に秘密情

報管理責任者を置く。秘密情報管理責任者は、本学の各研究室又は研究グループの責任者（教授又は准教授等）を充て、部局の長の指名により決定する。

秘密情報の管理に関する重要事項の審議を行うため、秘密情報管理委員会を置き、秘密情報委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 運用マニュアルの改廃の審議に関する事項
 - 二 秘密情報の管理についての教育及び監査の実施に関する事項
 - 三 その他秘密情報の管理についての重要事項
- 2 秘密情報統括責任者は、秘密情報管理委員会発足前に、運用マニュアルの暫定版を定めることができる。
 - 3 秘密情報管理委員会は、各部局の長又は部局長が指定する者を委員とする。

以下に、名古屋大学の秘密情報管理に関する運営体制を図6に示す。

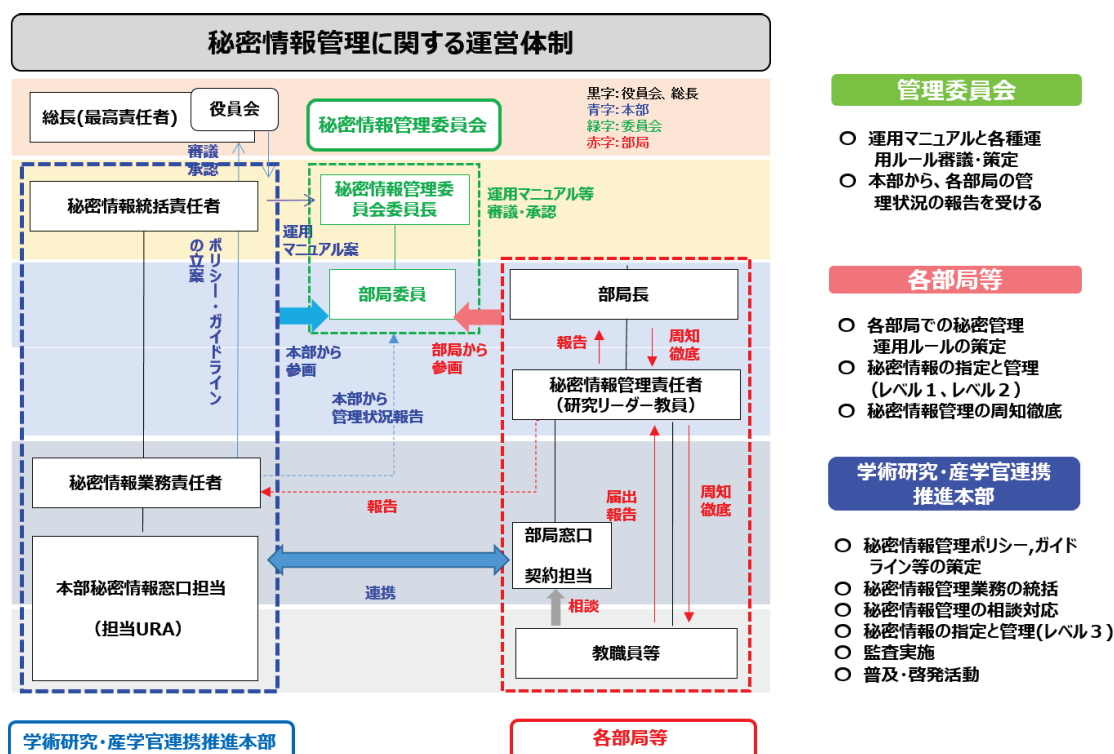


図6 秘密情報管理の体制図

1-4-3. 産学連携における秘密情報管理ポリシー要点（名古屋大学の例）

表 4 産学連携における秘密情報管理ポリシー要点

目的	改正不正競争防止法(平成27年度法律第47号)の施行により、大学における営業秘密に関する一定の侵害行為に対して、教職員等の個人に加え法人も刑事罰の対象となった。名古屋大学(以下「本学」という。)における研究情報の不適切な管理状況が発覚した場合に、本学全体の社会的評価に著しい影響が出ると予測される。 そのため、産学連携活動で本学が取得した企業等の重要な知見である秘密情報(以下「秘密情報」という。)を管理することで、作為・無作為にかかわらず、漏えいする場合の法令違反や就業規則違反から、教職員や学生等を守ることが必要となる。 これから、本学の公益性や教育・研究に与える効果等を踏まえつつ、企業等が安心して重要な知見も提供し、研究者が共同研究等でベストな成果を出せるよう、秘密情報の組織的管理を実施し、産学連携活動をより一層推進して社会貢献を果たすため、秘密情報の管理に関する基本的な考え方を示すものとして、産学連携に関する秘密情報管理ポリシーをここに定める。
対象者と対象範囲	(1)本ポリシーの対象者は、教職員等及び学生である。教職員等とは、本学の教員、職員、研究員その他本学に雇用された者及び本学から職名等を付与された者とし、別途、産学連携における秘密情報管理ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に定める。 学生とは、企業との共同研究に参画し、秘密情報を入手し、又は、入手する予定のある学生(成年に限る。)をいう。 (2)本ポリシーにおいて対象範囲は、次に定めるところとする。ただし、臨床研究等に係る個人情報を含む秘密情報は、本ポリシーの対象範囲から除く。大学・公的機関のみとの共同研究等は対象には含まない。 ① 共同研究等(共同研究を前提とした秘密保持契約を含む)で相手先から取得した秘密情報 ② 共同研究等において締結した共同研究契約書(「秘密」として取り扱うこととしたものに限る。) ③ 共同研究等で創出したもので、企業から取得した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ (3)本ポリシーにおいては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求への対応に留意し、適切に実施する。

1-4-4. 産学連携における秘密情報管理ガイドライン要点（名古屋大学の例）

表 5 産学連携における秘密情報管理ガイドライン要点

秘密情報の等級	秘密情報を管理するために、次の各号の等級を設け、本学及び秘密情報の開示元機関(以下「企業等」という。)との間で営業秘密として扱うことに合意した秘密情報については、第1号(レベル3)又は第2号(レベル2)に該当するものとして、管理を行う。 2 等級ごとの秘密情報の指定基準は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、これによらない等級指定もできることとする。 一 レベル3 企業の株価等当該企業等の価値に著しく影響し、漏えいにより企業等が極めて重大な損失又は不利益を受けるものとして企業等から指定を受け、極めて厳格な管理を必要とするもの 二 レベル2 ア. 企業等から受領した秘密情報で当該企業等から特定の制限が課されたもの(「秘密」である旨の表示が示され、かつ、営業秘密に相当する秘密レベルを示す情報マーキング、アクセス者の具体的な限定、配布先記録等を課された秘密情報) イ. 共同研究等で創出したもので、企業等から取得したアの秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウで相手先から制限等が課されたもの(「秘密」である旨の表示が示され、かつ、営業秘密等に相当する秘密レベルを示す情報マーキング、アクセス者の具体的な限定、配布先記録等を課されたノウハウ) 三 レベル1 企業等から善良なる管理者の注意をもって厳重に秘密保持義務を課されたもので次の情報のいずれかに該当するもの(前2号に該当するものを除く。) ア. 企業等から受領した秘密情報(「秘密」である旨の表示が示された秘密情報) イ. 共同研究契約等の契約書(「秘密」として取り扱うこととしたもの) ウ. 共同研究等で創出したもので、企業等から取得した前号アの秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ
---------	---

表 6 産学連携における秘密情報管理ガイドライン要点

秘密情報の等級の指定	前条で定める秘密情報の等級の指定については、次の各号の方法による。ただし、他機関から異動してきた教職員等が保有する秘密情報については、別途協議するものとする。 一 教職員等による指定と届出 イ 教職員等は、企業等から取得する秘密情報を、運用マニュアルの秘密情報の等級指定のフローチャートに基づき、等級分けを行うものとする。 ロ 教職員等は、レベル1と判断した秘密情報を取得等した場合には、秘密情報として特定するとともに、前条に定める秘密情報の等級(レベル1)を指定し、秘密情報管理責任者へ報告する。 ハ 教職員等は、レベル2又はレベル3と判断した秘密情報を取得した場合には、秘密情報管理責任者に届出を行う。届出を受けた秘密情報管理責任者は、レベル1又はレベル2と判断した秘密情報については、前条に定める秘密情報の等級(レベル1又はレベル2)を指定し、又はレベル3と判断した秘密情報については秘密情報統括責任者(以下「統括責任者」という。)に届出を行う。届出を受けた統括責任者は、前条に定める秘密情報の等級(レベル1、レベル2又はレベル3)を指定する。 ニ 教職員等は、秘密情報について、日時の経過等により秘密性が低くなり、若しくは秘密性がなくなった場合又は秘密情報の管理レベルの変更が必要な場合においては、その都度、イ、ロ及びハの手続きに準じて、前条に定める秘密情報の等級の変更又は指定の解除を行うものとする。 ホ 教職員等は、秘密情報の開示を行う企業等が正当な権限を有しないとき又は正当な権限を有するか否かにつき疑義のあるときには、当該情報の開示を受けず、疑義がある旨を秘密情報管理責任者に届け出るものとする。 2 本ガイドラインに定めるもののほか、等級の指定については、産学連携における秘密情報管理運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という。)において、別途定める。
------------	---

表 7 産学連携における秘密情報管理ガイドライン要点

学生及び共同研究員	教職員等は、学生を共同研究等に関与させる場合、運用マニュアルに定めるインフォームド・コンセントを行ったうえで、学生の自主的意思を尊重する。 2 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係が無い学生を共同研究等に関与させる場合、共同研究の相手機関から要求があれば、共同研究等を開始する前に、当該学生に対して、研究成果の取扱い及び秘密情報の取扱いを記載した「同意書」に署名させることができる。 3 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がある学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生に対して、大学との契約等により守秘義務を負わせるものとする。 4 教職員等は、卒業し、修了し、又は退学する学生に対しては、秘密情報の保護の法的仕組み及び実際の運用等並びに共同研究等に従事した際に負っている守秘義務内容を確認させる。また、学生が取得した秘密情報は、全て教職員等へ移管させるものとする。 5 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がない学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生にアクセスさせることができる情報は、レベル1の秘密情報のうち研究のための必要最小限な情報に限るものとする。 6 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がある学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生にアクセスさせることができる情報は、レベル1の全てとし、レベル2以上は原則認めない。 7 共同研究員を受け入れる場合、必要に応じ、秘密情報管理責任者は、当該共同研究員に対して、共同研究等を開始する前に、研究成果の取扱い及び秘密情報の取扱いを記載した同意書に署名させることができる。
-----------	--

1-4-5. 産学連携における秘密情報管理運用マニュアルの要点（名古屋大学の例）

表 8 産学連携における秘密情報管理マニュアル要点

目的	本運用細則は、別途定める産学連携における秘密情報管理ガイドラインの第5条に定める秘密情報の等級の指定、第6条で定める秘密情報の管理、第7条で定める学生へのインフォームドコンセントを合理的に遂行するために必要な事項を定め、産学連携における秘密情報の適正な管理および活用を図ることを目的とする。
秘密情報の指定	産学連携における秘密情報管理ガイドライン5条に定める秘密情報の等級指定については、秘密情報管理委員会等で、秘密情報の特定、秘密等級の指定の方針や基準を決定し、それに沿って各部署で運用ルールを定め、教職員にて秘密情報を特定、秘密等級の指定を行うものとする。 2 教職員は、企業から入手した秘密情報を、別紙1に定める秘密情報の等級指定のフローチャートに基づき等級分けを行うものとする。
秘密情報の等級ごとの管理	産学連携における秘密情報管理ガイドライン4条に定める秘密情報(レベル1、レベル2、レベル3)を管理するに当たり、同6条の秘密情報の管理の具体例を、秘密情報資料及び電子化情報の表示、アクセス制限、保管、複製、閲覧、配布、持出、廃棄の方法等として別表1に定める。
共同研究等に学生を参画させる場合のインフォームドコンセント	教職員は、共同研究等に学生を参画させる場合、学生の自主的な意思を尊重し、産学連携における秘密情報管理ガイドライン7条に定める学生へのインフォームドコンセントを行うものとする。 一 教職員は、別紙2に定めるフローチャートを参考に、インフォームドコンセントの要件を学生に説明し、学生の合意のもと共同研究等に参画させる。

第2章 学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化

2-1. 学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化の考え方

秘密情報の適切な管理を継続するため、定期的な管理状況のチェックと、適宜見直しを行うことができる学内体制を整えることが重要である。また、コンプライアンスの観点からも、経営層が、率先して、内外に向けて、秘密情報の管理に取り組む姿勢（ポリシー）を明確に示し、組織内の個人すべてが、秘密情報の管理の当事者であるという意識を持って、継続的に対策を講ずることができる体制を整えることが重要となる。

秘密情報の管理方法

（議論と課題）

- ・学長・理事長等がトップマネジメントでリーダーシップを発揮できる条件は？
- ・仔細を吟味された制度にするには？
- ・実効集団を活性化するには？

2-2. 総長のリーダーシップの下でのマネジメント強化（名古屋大学の例）

2-2-1. 秘密情報管理に関して、全学的な体制・システム構築

NU MIRAI WG では、総長プラン「松尾イニシアティブ NU MIRAI 2020」で謳う「世界で卓越した大学にふさわしい内部統制と新たなリスク管理体制の整備，構成員のコンプライアンス意識の向上」の実現に向け，内部統制・リスク管理担当理事の下，総務課，研究支援課，監査室，法務室等の関係者により WG が立ち上げられ，名古屋大学にふさわしいコンプライアンス体制のあり方について検討した。この中で，NU MIRAI WG メンバーと協働による事業実施を行い，技術流出防止マネジメントについて，全学的なリスクマネジメントのあり方を検討した。具体的には，「名古屋大学産学連携における研究情報管理ポリシー」の改訂作業を行い，新たに「産学連携における秘密情報管理ガイドラン」，「産学連携における秘密情報管理運用マニュアル」を策定し，秘密情報管理に関して，全学的な体制・システム構築した。

2-2-2. 経営層に，秘密情報管理が経営課題であることを日常的に喚起

学術研究・産学官連携推進本部会議や産連 WG 等において技術流出防止マネジメントの報告と情報共有を目的に，月 1 度以上，学術研究・産学官連携推進本部会議にて技術流出に関する情報共有を行い，産学連携における秘密情報管理の骨子作成，ポリシー，ガイドライン作成の折に，経営層に営業秘密管理等の技術流出防止マネジメントが経営上の重要事項であることを日常的に喚起し，審査承認頂いた。

第 3 章 教員（研究者）等への普及啓発

3-1. 秘密情報管理の実践の考え方

実際に秘密情報を扱うのは「人」であるため，研究者に対して，営業秘密管理による技術流出防止に取り組む意義と必要性の理解を促進し，管理負担も考慮したうえで，秘密管理が求められる状況においては適切な取組を実施できるよう，大学における学生の位置づけや，管理レベルごとの具体的なマネジメント手法について普及啓発する必要がある。また，情報セキュリティに対し，研究者等が自ら考え，対策を実践できるようにするため，e-Learningを用いた情報セキュリティに関する基本的な認識・知識の共有や，標的型 攻撃対応に関する実践的な教育・訓練を行うことも重要である。

普及啓発の方法と課題

（議論と課題）

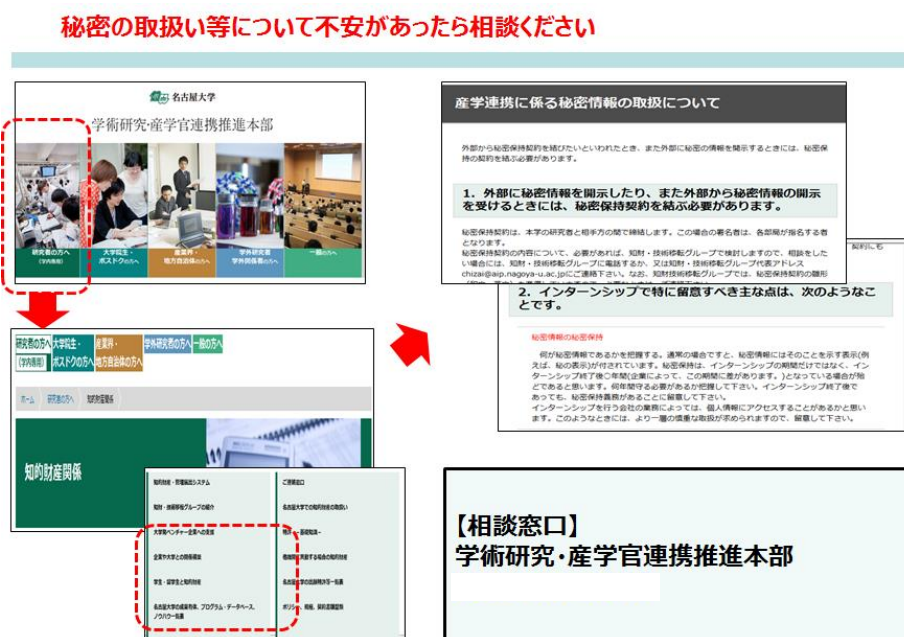
- ・普及啓発は，誰がどの程度するのか？
- ・普及啓発のコンテンツをどのように充実させていくか？
- ・実効集団を活性化するには？

3-2. 秘密情報管理の実践（名古屋大学の例）

3-2-1. 秘密情報管理の説明会

秘密情報管理の説明会を教授会でを行った。複数の企業と共同研究を行っている研究室の中で学生間の秘密情報の守秘義務，コンタミ防止等，理解を深めていただいた。

3-2-2. 秘密情報管理相談窓口の設置



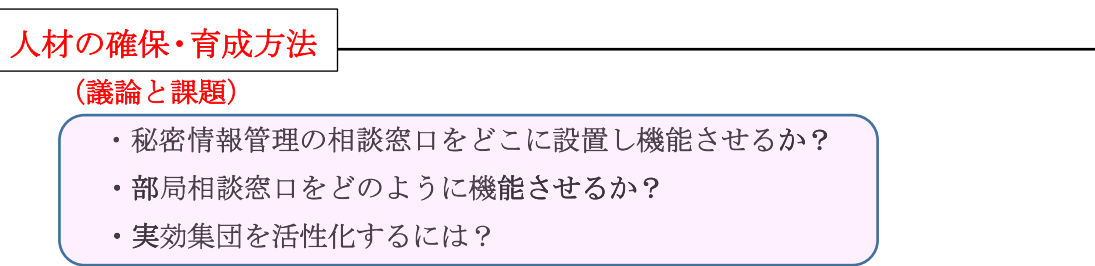
3-2-3. 秘密情報管理のe-Learning

情報セキュリティ面については、情報統括本部にて「情報セキュリティ自己点検」(全構成員受講必須)を行った。電子情報の電子メールの取扱い、本学管理のPCの持出し、サイバー攻撃等の問題顕在化の発見と対処法等についての質問形式のe-Learningである。また、秘密情報管理e-Learningについて、大学の秘密情報、営業秘密について学習し、管理すべき対象、秘密情報の等級指定、管理方法を確認する内容となっている。

第4章 リスクマネジメント人材の確保・育成

4-1. リスクマネジメント人材の確保・育成の考え方

研究者からの技術流出防止対策について、相談対応ができるよう、担当者の配置等の組織内の専門人材等の配置と在り方を、その必要性も含めて検討する。



4-2. リスクマネジメント人材の確保・育成（名古屋大学の例）

技術流出防止マネジメント担当の URA（リサーチ・アドミニストレーター）1 名を雇用し学術研究・産学官連携推進本部に、「営業秘密管理担当者」を配置した。研究情報の秘密管理は、法令・産学官連携等関連知識の専門性が要求され、専門知識を有する者により、システム構築、相談対応等を担うことが必要となる。そのため、学術研究・産学官連携推進本部に、「営業秘密管理担当者」として URA（企業出身・秘密管理・知的財産関係の業務経験あり）を新規に雇用配置した。また、技術流出防止マネジメント業務の増加に対応するため、事業の補助者として事務補佐員 1 名を雇用した。

技術流出防止マネジメント担当者は、安全保障輸出管理及び営業秘密管理の法令・制度のみではなく、より広く研究・産学官連携等の知識の保有が必要となる。そのため、次のように事業担当者は、外部の URA 研修等に参加した。

- ・ URA 研修（研究支援者セミナー）：7 回実施。
- ・ その他研修会：12 回受講。

URA 研修（研究支援者セミナー）2015 年度

URA 研修会

- ①国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム「生物資源へのアクセスと利益配分に関する研修」
- ②内閣府参事官（基本政策担当）水野正人 氏他「第 5 期科学技術基本計画の骨子等」
- ③（公財）全日本地域研究交流協会プロジェクト推進部総括主任研究員 鈴木久美子 氏「オランダにおける産学官連携の事例紹介」
- ④デンマークの KAOSPILOT Christer Windelov-Lidzelius（クリスター校長）他「クリエイティブ思考とは何か等」
- ⑤京都大学学術研究支援室天野絵里子氏「オープンサイエンスについて」
- ⑥名大発ベンチャー Photo electron Soul 鈴木孝征氏他「若手起業家の経験談を聞く！必要なマインド、能力を探る！」
- ⑦ラーニング・アントレプレナーズ・ラボ 堤孝志氏他「ユーザーの求めるサービスや製品化への道～スタンフォード大学版の顧客開発・仮説検証モデルの考え方を学ぶ～」

その他研修会 2015 年 10 月以降：

その他研修会

- ①INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）主催「平成 27 年度 営業秘密・知財戦略セミナー」
- ②INPIT 営業秘密・知財戦略相談窓口知的財産戦略アドバイザー境野良一「営業秘密・知財戦略セミナー」×2 名受講
- ②電気通信大学主催「知的財産シンポジウム大学における知的財産の活用」
- ③INPIT 主催「グローバル知財戦略フォーラム 2016」×2 名受講
- ④特許庁主催「改正特許法 職務発明ガイドライン案説明会」
- ⑤経済産業省主催「平成 27 年度大学向け安全保障貿易管理説明会」×2 名受講
- ⑥国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム主催「ワークショップ「海洋遺伝資源のアクセスと

利益配分のあり方」×2名受講

⑦日本学術振興会「学術研究フォーラム 第7回学術シンポジウム 科学研究のよりよき発展と倫理の確立を目指して」

URA 勉強会 2017年1月20日

秘密情報管理の実践勉強会

秘密情報管理の実践勉強会を24名のURAに行った。企業との共同研究で、色々なケースを想定して、**秘密等級の指定の仕方**、**学生へのインフォームド・コンセントの実施について実践トレーニングを行った**。共同研究を実施するに当たり、URAとしてどのような知識、調整能力が必要かを体験してもらった。

第5章 事例把握

5-1. 事例把握へ向けて

秘密情報管理のベストプラクティス、具体的な管理手法等の事例を蓄積し、情報の共有を図る必要がある。

事例把握へ向け

(議論と課題)

- ・秘密情報管理の事例をどのように蓄積して、フィードバックをかけ、ベストプラクティスへ繋げるか？

5-2. 事例把握（名古屋大学の例）

国内外調査を実施し特別な状況化のマネジメントについて事例を収集した。管理レベルごとの具体的なマネジメント手法の例を把握した。

《海外調査》

研究機関における秘密漏えいの事例が発生した場合の措置という特別な状況下での事例を収集した。近時、ある研究機関の研究者が、共同研究で某社から取得した極秘の成果有体物について、中国人研究者を通して、秘密漏えいさせる事例が発生し、それ以来、同機関では、建屋入館の際に、荷物や所持品の持ち込みや入館者の所属証明書のチェック、パソコンの製品番号の記録等を行う。また、PCはプロジェクトごとに分け、IDカードによる管理とログイン時のパスワードと二重管理を行い、ラボノートは適切な方法で記録し、営業秘密管理関連のe-Learningの全員受講をさせるなど、たちまち厳格な管理を実施することとなった。

《国内大学調査》

大学によっては、学生の労力、知財の機関帰属、秘密管理の履行の観点から、共同

研究関与の際には、RA として雇用することとし、必要な RA 雇用費用を共同研究費に積算している進んだ取組みの例があった。

《大学内特区：センター等の調査》

大学内センターの自動車関係の研究テーマで、多数の競合他社との共同研究を行う研究者においては、研究内容のみでなく、共同研究先、進捗もレベルの高い秘密となる。企業から相当厳格な秘密管理のレベルが要求され、例えば、各社の製品システム構築のための研究を行う場合には、各社に往訪し、PC 等は基本持ち込まず企業のものを使用、データは事前送付、会社から何ももって帰らないという方法を採用。また、データを学内で取り扱う場合には、企業から共同研究のみに使用する PC の送付があり、その PC のみを使用する。PC には、LAN には接続機能がなく、情報混入（コンタミネーション）を起こさないようにする例があった。

《情報共有化》

営業秘密管理及び安全保障輸出管理について担当者間にて定期的に打ち合わせ（連絡会）、学内外調査の結果等から抽出した具体的な管理手法等の事例の蓄積と情報共有を行った。NU MIRAI WG や、月 1 回以上の学術研究・産学官連携推進本部会議にて技術流出の事例等について、経営層や部局との情報共有を行った。学外について、シンポジウムや研修会にて本事業内容の学外への情報発信を行い、モデル事業における学内外のマネジメントノウハウ等を情報共有し、普及を行うことができた。

《アンケート結果》

- 産学官連携リスクマネジメント（技術流出防止マネジメント）実務者研修会 2016_事前アンケート 集計結果・・・参考資料 4. 参照

以下に、国内外の先進的な研究機関に対して、秘密対象・管理水準・管理度合い・学生の秘密管理の4項目につき行った調査結果を示す。米国の先進大学では学生を共同研究参加させる場合、インフォームド・コンセントは必須となっている大学が多く、わが国でも検討すべきと考える。

表9 秘密情報管理に係る国内外調査

	海外大学等	国内企業	国内大学	大学内センター
秘密対象	・世界的研究大学は秘密管理すべき対象を限定 ・他は国内大学・企業と同様	・秘密情報は各研究者等で判断 ・知財部門管理の場合は委員会決定 - 外部秘密の受入れは、契約書上で対象を決定、支援組織が仲介交渉	・秘密情報は各研究者等で判断 ・知財部門での外部秘密の受入れは、契約書上で対象を決定	・秘密管理すべき対象ルールあり ・他は国内大学・企業と同様
管理水準	【営業秘密】 ・世界的研究大学 →受取らない基本方針 ・上位研究大学 →資金獲得を目指し受取る方向 【その他秘密】 ・秘密刻印、鍵付キャビネット、複製制限	・多様な管理方法を採用している - 標準区分（厳秘・関係者外秘・社外秘） →情報サーバー一元管理、アクセス制限、部外者立入禁止 →管理指針でマトリクスを作成、 →共同研究の成否は「求める秘密管理」が可能かどうかで	・基本的に秘密管理への対応の遅れ、 - 組織的な管理例はあまりない	・管理方法は、厳秘・秘の2段階区分管理 →建屋、部屋でICカードでアクセス制限 →PC内情報パスワード管理 ・研究者により認識に差 →企業側から要求される管理を遵守する者、認識が薄い者も存在
管理度合	・秘密のレベルに区分はない	・厳秘・関係者外秘・社外秘等の区分に応じた管理を実施	・秘密のレベルに区分はない	・厳秘・秘の2段階区分で管理
学生の秘密管理	・学生の自由な研究の尊重 ・論文発表、就職等への制限の可能性提示、自主的意思ベースで共同研究参加決定（インフォームド・コンセント） ・守秘義務契約書へのサインするときは雇用が前提	・参加する場合、学生は雇用がなく、立場が不明確で管理困難 ・なるべく関与しない方が好ましい ・関与する場合は、雇用締結、誓約書で立場の明確化が望ましい	・誓約書や雇用の例はあまりない ・誓約書は根拠が無い ・企業から学生の参加や管理方法の提案を受けることもある	・雇用締結教員は5名中3名。 ・雇用により、学生に責任感とインセンティブがあり、良い成果を生む ・教員が学生が就職等の制限の懸念から関与をコントロール ・誓約書取得はない例が多い ・教員が逐一指導の例も